

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成二十八年三月三十一日
山口県規則第三十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例別表知事の項第一号の規則で定める事務)

第二条 条例別表知事の項第一号の規則で定める事務は、受給資格の認定の申請に係る事実及び当該認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

第三条第二項第三号に規定する保護者等に相当する者をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とする。

（平三〇規則七六・追加、令二規則四一・一部改正）

(条例別表知事の項第二号の規則で定める事務)

第三条 条例別表知事の項第二号の規則で定める事務は、受給資格の認定の申請に係る事実及び当該認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とする。

（令二規則四一・追加）

(条例別表知事の項第三号の規則で定める事務)

第四条 条例別表知事の項第三号の規則で定める事務は、支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

（平三〇規則七六・追加、令二規則四一・旧第三条繰下・一部改正）

(条例別表知事の項第四号の規則で定める事務)

第五条 条例別表知事の項第四号の規則で定める事務は、夫婦である事実並びに不妊治療に要する費用の助成に係る申請の日の属する年の前年（当該申請の日の属する月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）の夫及び妻の所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第二条に規定する所得につき同令第三条の規定により計算した額をいう。）の合計額についての審査に関する事務とする。

（平二八規則六一・追加、平三〇規則七六・旧第二条繰下・一部改正、令二規則四一・旧第四条繰下・一部改正、令四規則三九・旧第五条繰下・一部改正、令七規則五七・旧第六条繰上・一部改正）

(条例別表教育委員会の項第一号の規則で定める事務)

第六条 条例別表教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、減免の申請に係る事実についての審査

に関する事務とする。

(平三〇規則七六・追加、令二規則四一・旧第五条繰下、令四規則三九・旧第六条繰下、令七規則五七・旧第七条繰上)

(条例別表教育委員会の項第二号の規則で定める事務)

第七条 条例別表教育委員会の項第二号の規則で定める事務については、第二条の規定を準用する。

(平三〇規則七六・追加、令二規則四一・旧第六条繰下、令四規則三九・旧第七条繰下、令七規則五七・旧第八条繰上)

(条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務)

第八条 条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務については、第三条の規定を準用する。

(令二規則四一・追加、令四規則三九・旧第八条繰下、令七規則五七・旧第九条繰上)

(条例別表教育委員会の項第四号の規則で定める事務)

第九条 条例別表教育委員会の項第四号の規則で定める事務については、第四条の規定を準用する。

(平三〇規則七六・追加、令二規則四一・旧第七条繰下・一部改正、令四規則三九・旧第九条繰下、令七規則五七・旧第十条繰上)

(条例別表教育委員会の項第五号の規則で定める事務)

第十条 条例別表教育委員会の項第五号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百五十七号）第二条第一号に規定する収入額及び同号に規定する需要額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とする。

(平二八規則六一・旧第二条繰下・一部改正、平三〇規則七六・旧第三条繰下・一部改正、令二規則四一・旧第八条繰下・一部改正、令四規則三九・旧第十条繰下、令七規則五七・旧第十一条繰上)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第七六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。